

補助金申請から交付までの流れ

申請者

**鳥取県警察本部
(生活安全企画課)**

交付申請の時期: 令和8年9月1日から令和8年10月30日までの間

補助金交付申請書の作成

申請書を生活安全企画課まで、郵送又は持参により、送付してください。

作成書類

- ☐ 鳥取県補助金等交付規則(様式第1号)
- ☐ 鳥取県警察街頭防犯カメラ設置補助金交付要綱(様式第1号、第2号)

申請

申請受理

生活安全企画課において、申請書類の内容が要件に該当しているかを確認します。

書類に不備等があれば、再作成や資料の追加提出をお願いします。

令和8年11月20日までに交付決定

現地調査の立ち会い

日程調整の後、防犯カメラ設置予定場所の現地調査を行います。

管理責任者の立会いをお願いします。

現地調査の連絡

書類審査・現地調査

申請書類の審査を行うとともに、防犯カメラ設置予定場所の現地調査を行います。

申請が多ければ、選考により、補助金交付を決定します。



交付決定から令和8年度末まで

防犯カメラ設置工事着手

本事業は、年度内に補助金の支払いまで終える必要があるため、余裕を持った着手をお願いします。

決定通知

補助金交付決定の通知

審査の結果、補助金交付が決定すれば、「補助金交付決定通知書」を申請者に送付します。

通知を受ける前に、申請した防犯カメラについて、購入の契約や設置に関する工事を行うことのないようにしてください。

通知前に契約や工事を行うと交付決定が取り消されることになります。

防犯カメラ設置工事完了

設置工事が完了すれば、速やかに生活安全企画課に報告してください。

報告

完成検査の立会い

管理責任者、設置業者の立会いをお願いします。

確認検査の実施

防犯カメラ設置工事が終了すれば、管理責任者と設置業者の立会いのうえ、警察職員による確認検査を行い、現地で講評します。

実績報告書の作成

確認検査終了後、20日以内に実績報告書の作成をお願いします。

作成書類

- ☐ 鳥取県補助金等交付規則（様式第3号）
- ☐ 鳥取県警察街頭防犯カメラ設置補助金交付要綱（様式第1号、第2号）

提出

実績報告書の受理

補助金交付額の確定

補助金の支払手続

実績報告書を確認のうえ、不備がなければ、補助金交付額が確定し、指定された口座に補助金が支払われます。

補助金の受取

補助金支払い